

原子力被災12市町村 農業者支援事業



平成28年12月
農林水産省

原子力被災12市町村農業者支援事業

I 概要

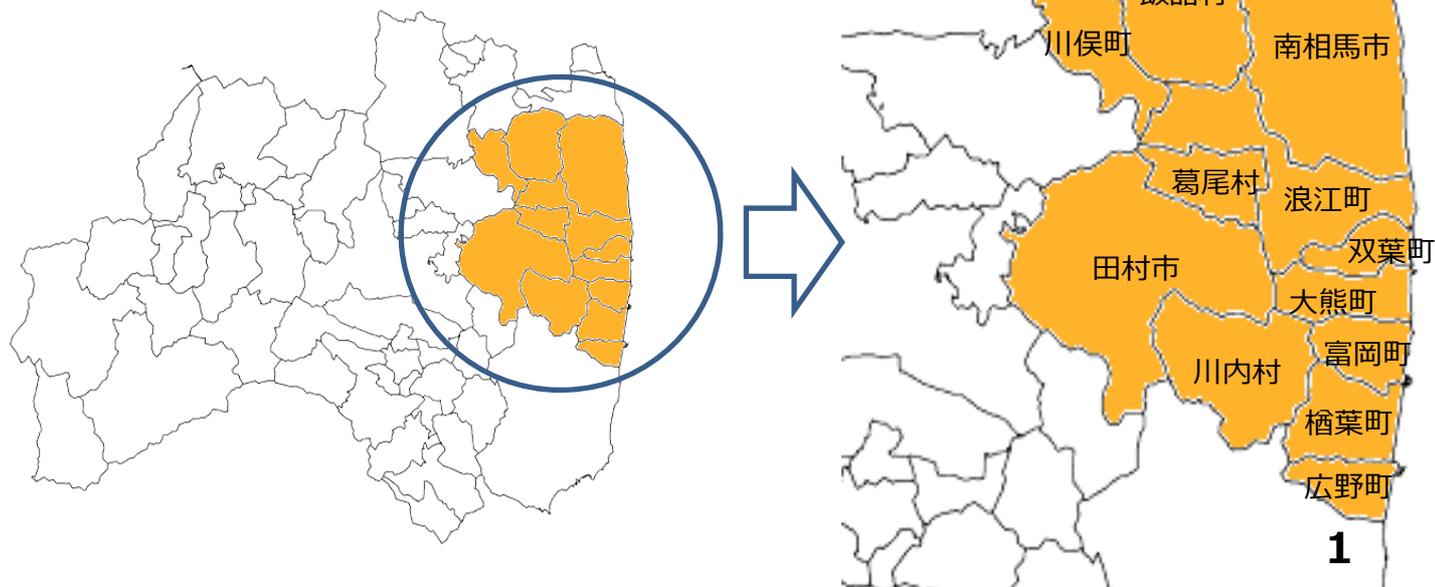
原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)において、**営農再開等を行うために必要な機械・施設や家畜等の導入を支援**します。

II 対象者(事業実施主体)

- (1) 農産物の販売を目的とする農業者
- (2) 集落営農組織・団体
- (3) 農事組合法人
- (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (5) 特定農業法人及び特定農業団体
- (6) 認定農業者
- (7) 認定新規就農者
- (8) その他福島県知事が特に必要と認める者

III 対象地域

原子力被災12市町村の区域を対象地域としています。



IV 補助対象

原子力被災12市町村において事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成します。

- (1) 農業用機械等の導入
農作物の生産、流通、販売に必要な機械等の導入
- (2) 農業用施設整備・撤去
農作物の生産に必要な施設の整備
- (3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入
果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入
- (4) 家畜の導入
家畜(肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚等)の導入



V 補助率等

対象となる経費の3/4以内です。

補助の対象となる経費の上限は1,000万円です。

※特に市町村が認めた場合、上限は3,000万円となります。

VI 申請等手続き

支援を希望される事業実施主体の方は、「事業実施計画書」を作成し、営農を行う市町村に提出してください。

※「事業実施計画書」とは営農再開の目標、導入する機械や施設等の仕様を記載する書類のことです。



支援の内容

営農再開又は新規就農する事業実施主体を対象に、**機械・施設や家畜の導入等の取組に必要な経費**について助成します。
補助率は対象となる経費の**3/4以内**です。

※**補助の対象経費の上限は1,000万円**です。

※特に市町村が認めた場合、補助の対象経費の上限は3,000万円になります。

※果樹の新植・改植、家畜の導入に対する補助金額には上限があります。

農業用機械等の導入

事業実施主体が、農産物の生産、流通、販売に**必要な機械を導入する場合に必要な経費**について助成します。

対象となる農業用機械

次のような農作業を行う農業用機械が支援の対象となります。

- (1) 耕耘・破碎
- (2) 施肥
- (3) 播種
- (4) 移植
- (5) 栽培管理
- (6) 防除
- (7) 収穫
- (8) 調製・出荷 等



※**フォークリフト、ショベルローダー**等の農業経営の用途以外の用途に容易に供される汎用性の高い機械は、**原則として導入することができません**。(一定の要件を満たせば対象となる場合もあります。)

※導入予定の**機械の能力**については、**事業実施計画に沿った生産の規模に見合うもの**とします。

※補助の**対象となる農業用機械**は、原則として、**新品(耐用年数がおおむね5年以上)**のものとしてします。ただし、既存の農業用機械の有効利用と経費低減の観点から修繕又は古品古材(機械単体の耐用年数は2年以上)も対象となります。

※次に掲げるものは、**補助の対象となりません**。

- ①経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
- ②リース方式による農業用機械の導入

施設の整備・撤去

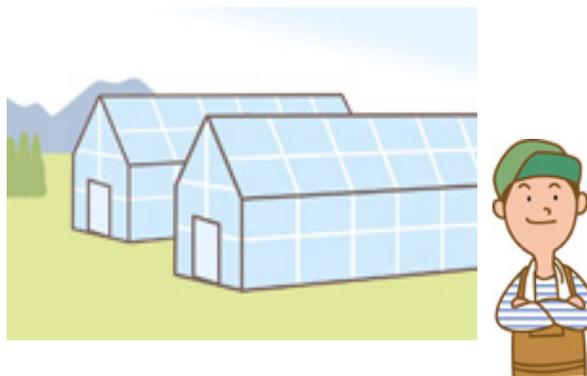
事業実施主体が、**農産物の生産に必要な施設を整備する場合に必要な経費について助成**します。また、施設の整備と併せて**従前の施設を撤去する場合、その撤去に必要な経費も対象**となります。

対象となる施設	
パイプハウス、果樹棚	栽培用ハウス ハウス附带施設 高度環境制御栽培施設等
家畜飼養管理施設	管理施設搾乳牛舎 繁殖雌牛用牛舎 肉用牛の肥育牛舎 繁殖用豚舎 ウインドレス鶏舎等
家畜排泄物処理施設	堆肥処理施設 汚水処理施設 脱臭施設等
自給飼料関連施設	自給飼料調製・保管施設 飼料原料保管施設 混合飼料・保管・供給施設等

※補助の**対象となる農業用施設**は、原則として、**新築又は新設で耐用年数がおおむね5年以上のもの**とします。ただし、既存の農業用施設の有効利用と経費の低減の観点から増築、改築、修繕等も対象とします。

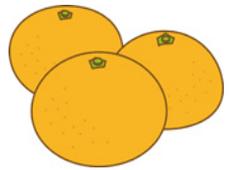
※次に掲げるものは、**補助の対象となりません**。

- ①経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
- ②リース方式による農業用施設の導入



果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

事業実施主体が、**果樹の新植・改植、花き等の種苗等を導入する場合に必要な経費について助成**します。



なお、**果樹の新植、改植に対する助成には上限**があります。

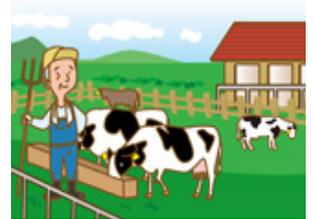
取組	補助金上限額
(1)かんきつ類からの改植	35万円／10a
(2)主要果樹への改植 ※(1)に該当する場合は除く。	25万円／10a
(3)リンゴわい化栽培等への改植	50万円／10a
(4)(1)から(3)に掲げる果樹以外への改植、新植	3／4以内

※主要果樹：かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、いちじく

※りんごわい化栽培等：りんごわい化栽培、なし及びかきのジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(醸造用途の場合に限る。)

家畜の導入

事業実施主体が、次の**家畜を導入する場合に必要な経費について助成**します。なお、**導入する家畜の月齢及び助成額には要件**があります。



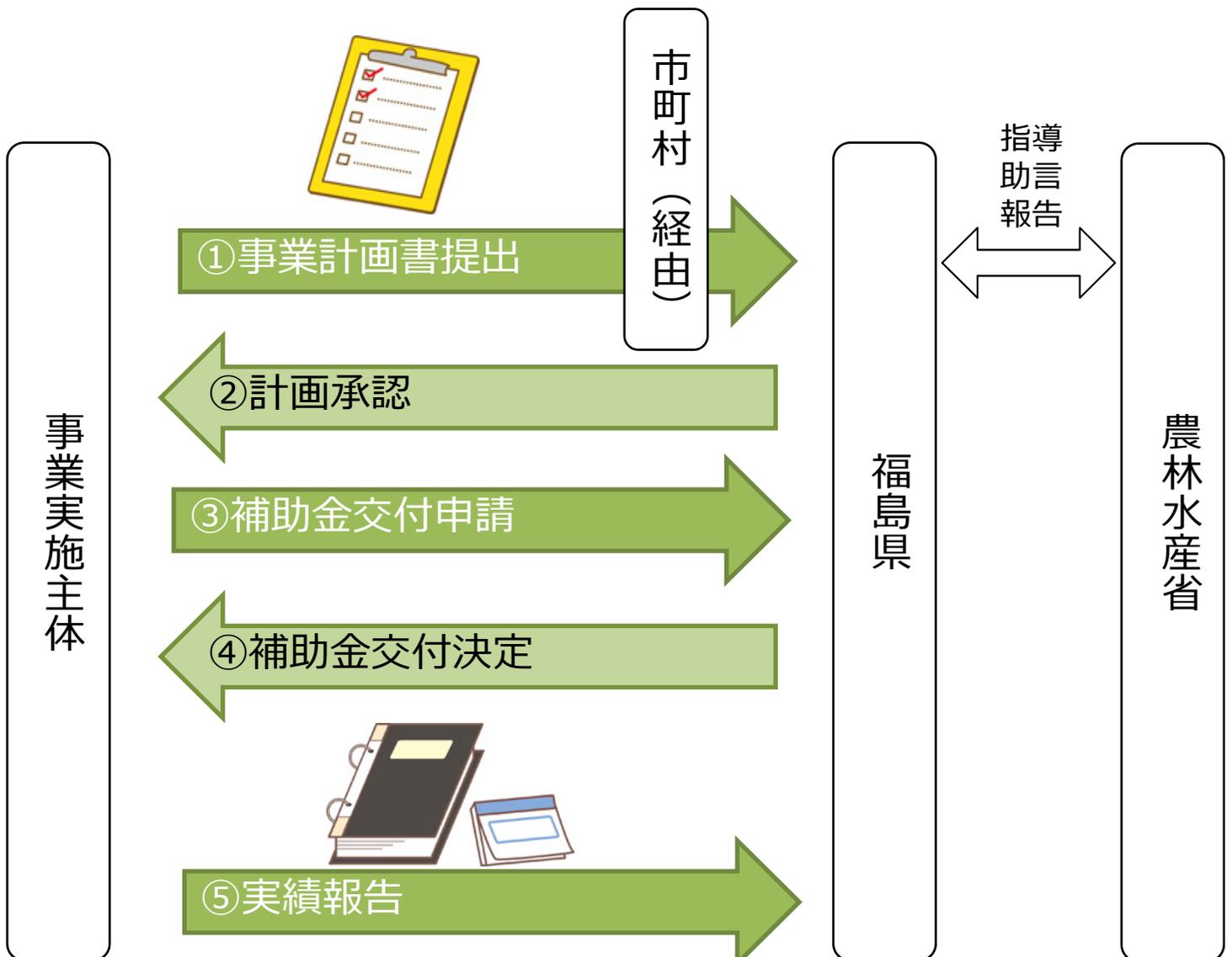
家畜の種類	月齢	補助金上限額
肉専用繁殖雌牛	概ね8ヶ月以上4歳未満の繁殖に供する雌牛で登録牛であること	26.25万円／頭
搾乳用雌牛	4歳未満の登録牛又は娘牛であり、繁殖に供する雌牛であること	41.25万円／頭
純粋種豚、繁殖用雌豚	ア 純粋種豚であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの (ア)国内で生産され、(一社)日本養豚協会が証明する生後3か月齢以上15か月齢以内のもの (イ)海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後15か月齢以内のもの イ 肉豚生産用の繁殖用雌豚は、交雑種とする	6万円／頭

申請等の手続き

支援事業を希望される事業実施主体の方は、「事業実施計画書」を作成し、**営農を行う市町村に提出**してください。

市町村で確認し、福島県で審査を行った後、**事業実施計画書が承認されれば**、補助金の交付申請を経て、**必要な経費に対する補助金額が決定**されます。

補助金額決定後は、事業実施計画に沿って事業を行い、**実績報告を提出**していただきます。



お問い合わせ先

東北農政局震災復興室

福島チーム	024-534-1914
いわきチーム	0246-23-8516

福島県

農業振興課	024-521-7339
県北農林事務所	024-521-2603
県中農林事務所	024-935-1301
県南農林事務所	0248-23-1561
会津農林事務所	0242-29-5301
南会津農林事務所	0241-62-5644
相双農林事務所	0244-26-1148
いわき農林事務所	0246-24-6154

原子力被災12市町村農業者支援事業に関する情報は以下のホームページからもご覧になれます。

農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/index.html>)
または

福島県ホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>)
または

MEMO